

## 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

### 1 改正概要

雇用保険法の一部改正（平成29年3月31日公布）に伴い、以下のとおり改正する。

#### （1）個別延長給付の創設に伴う改正

「個別延長給付」（1）が創設されたこと等に伴い、同給付に相当する退職手当を支給するための規定整備を行う。

#### （2）移転費の支給対象拡大に伴う改正

「移転費」（2）の支給対象が拡大されたことに伴い、同給付に相当する退職手当の支給対象を改める。

### 2 施行期日

（1）については公布の日、（2）については平成30年1月1日とする。また、（1）に関する規定は平成29年4月1日から適用する。

1 雇用保険法において、特定理由離職者又は特定受給資格者（倒産、解雇により離職した場合等）であり、かつ災害等により離職した場合について、基本手当の給付日数を60日延長して支給することができる給付

2 雇用保険法において、職業安定所等が紹介した職業に就く場合で、住所又は居所を変更する場合に支給される給付